

## 職員食堂等の休業等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、東京都第一・第二本庁舎及び都民広場内の職員食堂等について、弁当、医薬品及び日用品の販売を除き、以下のとおり休業等といたしますので、お知らせいたします。

### 1 休業等とする理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月7日、緊急事態宣言が発令されました。職員食堂等においても、都民及び来庁者の皆様の健康と安全を最優先に考慮し、一定期間休業等とさせていただきます。

### 2 休業等とする施設

施設	場所	4月8日以降の営業
職員食堂	第一本庁舎 32 階	11 時 30 分から 14 時まで、 17 時から 19 時まで営業 <u>※弁当販売に限定</u> <u>※カフェは終日休業</u> <u>※座席の利用は停止</u>
	第二本庁舎 4 階	11 時 30 分から 14 時まで営業 <u>※弁当販売に限定</u> <u>※カフェは 11 時半から 15 時まで営業</u> <u>※座席の利用は停止</u>
専門食堂	都民広場 地下 1 階	休業
売店（医薬品・日用品）	第一本庁舎 32 階 第二本庁舎 4 階	通常営業 9 時から 18 時まで
売店（書籍・文具）	第一本庁舎 2 階	休業
売店（証明写真コーナー）	都民広場地下 1 階	休業
売店（弁当販売所）	第一本庁舎 16・26 階 第二本庁舎 10 階	休業
旅行相談所	第一本庁舎 16 階 第二本庁舎 1 階・17 階	休業
喫茶コーナー	第一本庁舎 1 階 第二本庁舎 2 階	休業

### 3 休業等の期間

令和2年4月8日（水曜日）から当面の間